

[illegible]

令和6年9月

観音寺市告示第175号

令和6年第3回観音寺市議会定例会の招集について
令和6年第3回観音寺市議会定例会を、次のとおり招集する。

令和6年8月26日

観音寺市長 佐 伯 明 浩

- 1 招 集 の 日 令和6年9月2日
- 2 招集の場所 観音寺市議会議事堂

令和6年第3回観音寺市議会定例会提出議案

- 1 認定第1号 令和5年度観音寺市一般会計歳入歳出決算認定について
- 2 認定第2号 令和5年度観音寺市施設貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 3 認定第3号 令和5年度観音寺市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 4 認定第4号 令和5年度観音寺市国民健康保険伊吹診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- 5 認定第5号 令和5年度観音寺市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 6 認定第6号 令和5年度観音寺市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 7 認定第7号 令和5年度観音寺市介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 8 認定第8号 令和5年度観音寺市栗井財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 9 認定第9号 令和5年度観音寺市栗井坂瀬山林特別会計歳入歳出決算認定について
- 10 認定第10号 令和5年度観音寺市下水道事業会計決算認定について
- 11 議案第48号 専決処分の承認について（令和6年度観音寺市一般会計補正予算（第3号））
- 12 議案第49号 観音寺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 13 議案第50号 観音寺市税条例の一部改正について
- 14 議案第51号 観音寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 15 議案第52号 観音寺市国民健康保険条例の一部改正について
- 16 議案第53号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 17 議案第54号 伊吹辺地に係る総合整備計画の策定について
- 18 議案第55号 工事請負契約の締結について
- 19 議案第56号 財産の取得について
- 20 議案第57号 香川県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

- 21 議案第58号 令和6年度観音寺市一般会計補正予算（第4号）
- 22 議案第59号 令和6年度観音寺市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、次の決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

認定第1号	令和5年度観音寺市一般会計歳入歳出決算認定について	別冊のとおり
認定第2号	令和5年度観音寺市施設貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について	別冊のとおり
認定第3号	令和5年度観音寺市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	別冊のとおり
認定第4号	令和5年度観音寺市国民健康保険伊吹診療所特別会計歳入歳出決算認定について	別冊のとおり
認定第5号	令和5年度観音寺市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	別冊のとおり
認定第6号	令和5年度観音寺市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	別冊のとおり
認定第7号	令和5年度観音寺市介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について	別冊のとおり
認定第8号	令和5年度観音寺市栗井財産区特別会計歳入歳出決算認定について	別冊のとおり
認定第9号	令和5年度観音寺市栗井坂瀬山林特別会計歳入歳出決算認定について	別冊のとおり

令和6年9月2日提出

観音寺市長 佐伯明浩

令和 5 年度決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第 4 項の規定により、次の決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

認定第10号	令和 5 年度観音寺市下水道事業会計決算認定について	別冊のとおり
--------	----------------------------	--------

令和 6 年 9 月 2 日提出

観音寺市長 佐 伯 明 浩

議案第48号

専決処分の承認について（令和6年度観音寺市一般会計補正予算（第3号））

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和6年9月2日提出

観音寺市長 佐 伯 明 浩

別紙

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和6年8月21日

観音寺市長 佐 伯 明 浩

令和6年度観音寺市一般会計補正予算（第3号）

別冊のとおり

（理由）

観音寺市一般会計において、市議会議員補欠選挙及び新たに選出される市議会議員に要する費用に予算措置を行う必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないと認めるので、専決処分します。

議案第49号

観音寺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正に
ついて

観音寺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を
別紙のとおり定める。

令和6年9月2日提出

観音寺市長 佐 伯 明 浩

(提案理由)

児童手当法（昭和46年法律第73号）の一部改正に伴い、特例給付の規定を廃止するため、
本案を提出するものである。

別紙

観音寺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正 する条例

観音寺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年観音寺市条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1市長の項中「又は特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。）」を削る。

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

議案第50号

観音寺市税条例の一部改正について

観音寺市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年9月2日提出

観音寺市長 佐 伯 明 浩

(提案理由)

地方税法（昭和25年法律第226号）等の一部改正に伴い、令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例の規定等を整備するため、本案を提出するものである。

別紙

観音寺市税条例の一部を改正する条例

観音寺市税条例（平成17年観音寺市条例第76号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項中「若しくは金銭」を削り、同項第1号中「又は金銭」を削り、同号ケを次のように改める。

ケ 所得税法第78条第2項第4号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した
当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

第36条の3の2第4項中「令第48条の9の7の2」を「政令第48条の9の7の2」に、
「令第8条の2の2」を「政令第8条の2の2」に改める。

第36条の3の3第4項中「令第48条の9の7の3」を「政令第48条の9の7の3」に、
「令第8条の2の2」を「政令第8条の2の2」に改める。

第53条の9第3項中「令第48条の18」を「政令第48条の18」に、「令第8条の2の2」
を「政令第8条の2の2」に改める。

第56条中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

附則第4条の2を削る。

附則第5条の次に次の1条を加える。

（令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）

第5条の2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例
損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失
金額（同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の
提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金
額」という。）について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定
する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、
第34条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年
度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税
に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じな
かったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金

額のうちに同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする政令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

- 3 第1項の規定は、令和6年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

附則第6条中「附則第4条の4第3項」を「附則第4条の5第3項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第56条の改正規定 令和7年4月1日

（2） 第34条の7第1項の改正規定及び附則第4条の2を削る改正規定並びに次条の規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前条第2号に掲げる規定による改正後の観音寺市税条例第34条の7第1項（第1号ケに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第1号ケ中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

議案第51号

観音寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部

改正について

観音寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例を別紙のとおり定める。

令和6年9月2日提出

観音寺市長 佐 伯 明 浩

(提案理由)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部
改正に伴い、職員配置の基準を改めるため、本案を提出するものである。

別紙

観音寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例

観音寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年観音寺市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第44条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第47条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の観音寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の観音寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

議案第52号

観音寺市国民健康保険条例の一部改正について

観音寺市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年9月2日提出

観音寺市長 佐 伯 明 浩

(提案理由)

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）等の一部改正に伴い、被保険者証に関する規定を廃止するため、本案を提出するものである。

別紙

観音寺市国民健康保険条例の一部を改正する条例

観音寺市国民健康保険条例（平成17年観音寺市条例第117号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした者又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない者」を「又は虚偽の届出をした者」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第53号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和6年9月2日提出

観音寺市長 佐伯明浩

住 所 観音寺市出作町 [REDACTED]
氏 名 しぶたに としお
澁谷 敏郎
生年月日 昭和31年 [REDACTED]

住 所 観音寺市豊浜町 [REDACTED]
氏 名 とみおか みちよ
富岡 倫代
生年月日 昭和34年 [REDACTED]

住 所 観音寺市豊浜町 [REDACTED]
氏 名 たなか けいこ
田中 敬子
生年月日 昭和25年 [REDACTED]

住 所 観音寺市豊浜町 [REDACTED]
氏 名 いしかわ しげゆき
石川 茂行
生年月日 昭和32年 [REDACTED]

(提案理由)

令和6年12月31日をもって好川幹夫委員、出濱利章委員、田中敬子委員及び石川茂行委員の任期が満了することに伴い、後任委員の候補者の推薦について議会の意見を求めるため、本案を提出するものである。

議案第54号

伊吹辺地に係る総合整備計画の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により、伊吹辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり策定することについて、議会の議決を求める。

令和6年9月2日提出

観音寺市長 佐 伯 明 浩

（提案理由）

伊吹辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定するため、本案を提出するものである。

総合整備計画書

香川県観音寺市 伊吹 辺地
(辺地の人口 413 人)
(辺地の面積 1.01 k m²)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 観音寺市伊吹町
- (2) 地域の中心の位置 観音寺市伊吹町 18 番地
- (3) 辺地度数 164 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

観音寺市港湾センターは昭和 42 年に建設され、現在は港務所並びに航路利用者の待合所、トイレ及び駐輪場として伊吹航路利用者が使用している。しかし、建設後 50 年余り経過しており、経年劣化が激しく耐震性がない。そこで、防災の観点から移設を余儀なくされている護岸内に設置している券売所も含めて、既存の観音寺市港湾センターの敷地へ一体的に整備する。

3 公共的施設の整備期間

令和 6 年度から令和 7 年度までの 2 年間

(単位：千円)

区分		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
施設名	事業主体		特定財源	一般財源	
伊吹観音寺 航路待合所 等整備事業	観音寺市	106,649	0	106,649	95,500

議案第55号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求める。

令和6年9月2日提出

観音寺市長 佐 伯 明 浩

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 工 事 名 | 令和6年度 伊吹漁港水産生産基盤（特定）整備事業
東4号防波堤整備工事 |
| 2 | 工事場所 | 観音寺市伊吹町 |
| 3 | 契約金額 | 金214,500,000円 |
| 4 | 受 注 者 | 香川県丸亀市土器町北一丁目62番地
アイエン工業株式会社 香川支店
専務取締役支店長 鎌田 寿一 |

（提案理由）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び観音寺市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年観音寺市条例第55号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるため、本案を提出するものである。

工事請負仮契約書

- 1 工 事 名 令和6年度 伊吹漁港水産生産基盤（特定）整備事業
東4号防波堤整備工事
- 2 工 事 場 所 観音寺市伊吹町
- 3 工 期 着工 市議会の議決を得た後、通知をした日
竣工 令和7年3月25日

4 契約金額及び契約保証金額

契 約 金 額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	¥	2	1	4	5	0	0	0	0	0
うち消費税及び 地方消費税の額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	¥	1	9	5	0	0	0	0	0	0
契 約 保 証 金 額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	¥	4	2	9	0	0	0	0	0	0

[建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に規定する対象建設工事の該当の有無]

☐ 該当する（分別解体等の方法等については、別紙のとおり）

☒ 該当しない

上記の工事について、発注者 観音寺市 と受注者 アイエン工業株式会社 香川支店
とは、各々対等な立場における合意に基づいて、観音寺市契約規則並びに観音寺市工事請負
契約約款により請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この仮契約書は、観音寺市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条
例（平成17年観音寺市条例第55号）第2条の規定により観音寺市議会の議決を経たとき、又
は地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定による専決処分があったときに
本契約が成立するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上各自1通を保有する。

令和6年8月9日

発 注 者 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号
観音寺市
観音寺市長 佐 伯 明 浩 ⑩

受 注 者 香川県丸亀市土器町北一丁目62番地
アイエン工業株式会社 香川支店
専務取締役支店長 鎌 田 寿 一 ⑩

※留意事項

- 1 契約金額等の金額欄には、アラビア数字をもって記入するとともに、頭書に¥の記号を付記すること。
- 2 [建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に規定する対象建設工事の 該当の有無] については、いずれかの口
欄に✓印を記入し、該当する場合は、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第4条に規定する事項を記載した
書面を添付すること。

議案第56号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、議会の議決を求める。

令和6年9月2日提出

観音寺市長 佐伯明浩

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 名 称 | I P ハイブリッド無線機及び I P 車載型無線機一式
(観音寺市移動系防災行政無線デジタル化整備事業) |
| 2 | 数 量 | 142台 |
| 3 | 相 手 方 | 香川県高松市観光通一丁目8番地2
N T T ビジネスソリューションズ株式会社 香川ビジネス営業部
部長 北川 智之 |
| 4 | 取 得 金 額 | 金34,979,785円 |
| 5 | 取 得 方 法 | 随意契約 (公募型プロポーザル方式) |

(提案理由)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号及び観音寺市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年観音寺市条例第55号)第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるため、本案を提出するものである。

物品購入仮契約書

- 1 件 名 : I P ハイブリッド無線機及び I P 車載型無線機一式
(観音寺市移動系防災行政無線デジタル化整備事業)
- 2 仕様・規格 : 別紙仕様書のとおり
- 3 数 量 : 142台
- 4 納入場所 : 別紙仕様書のとおり
- 5 納入期限 : 令和7年3月31日
- 6 課税・免税業者の別 : ☒ 課税業者 ☐ 免税業者
- 7 その他特記事項 : 別紙附帯条項のとおり
- 8 契約金額及び契約保証金額

契 約 金 額		億	千	百	十	万	千	百	十	円
	¥	3	4	9	7	9	7	8	5	
うち消費税及び 地方消費税の額		億	千	百	十	万	千	百	十	円
	¥	3	1	7	9	7	8	5		
契 約 保 証 金		億	千	百	十	万	千	百	十	円
									免	除

※ 契約金額等の欄には、アラビア数字で記入し、頭書に¥の記号を付記すること。

上記の物品の購入について、発注者 観音寺市（以下「甲」という）と受注者 N T T ビジネスソリューションズ株式会社香川ビジネス営業部（以下「乙」という）とは、各々対等な立場における合意に基づいて、観音寺市契約規則及び観音寺市物品購入契約約款により標記仮契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この仮契約書は、観音寺市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年観音寺市条例第55号）第2条の規定により観音寺市議会の議決を経たとき、又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定による専決処分があったときに本契約が成立するものとする。

この仮契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年7月17日

(甲) 発 注 者

香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号
観音寺市
観音寺市長 佐 伯 明 浩

(乙) 受 注 者

香川県高松市観光通一丁目8番地2
N T T ビジネスソリューションズ株式会社 香川ビジネス営業部
部長 北 川 智 之

議案第57号

香川県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、関係地方公共団体と協議の上、次のとおり香川県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することについて、同法第291条の11の規定に基づき議会の議決を求める。

令和6年9月2日提出

観音寺市長 佐伯明浩

香川県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

香川県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年1月15日香川県知事許可）の一部を次のように変更する。

別表第1の2の項及び3の項中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

（提案理由）

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）等の一部改正により、被保険者証が廃止されることに伴い、地方自治法第291条の3第1項の規定による協議のため、同法第291条の11の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

令和 6 年度補正予算について

議案第58号	令和 6 年度観音寺市一般会計補正予算（第 4 号）	別冊のとおり
議案第59号	令和 6 年度観音寺市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊のとおり

令和 6 年 9 月 2 日提出

観音寺市長 佐 伯 明 浩